

(仮称)福祉のまちづくり条例 骨子(案)作成の考え方

| (仮称)福祉のまちづくり条例 構成案 | 骨子(案)作成の考え方 | (仮称)福祉のまちづくり条例骨子(案) |
|--|---|---|
| (仮称)福祉のまちづくり条例 | 条例名については、条例骨子(案)の内容を精査する中で、どのような名称が相応しいか検討していきます。 | (仮称)福祉のまちづくり条例 |
| <p>1 目的</p> <p>福祉的な支援が必要な市民もそうでない市民も、社会活動、地域活動、趣味の活動等に参画し、充実した人生を送ることができる社会の実現と、そうした活動等への参画を通じ、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持ち、安心して人生を謳歌できるような社会(地域共生社会)の実現を目指す。</p> | <p>「1 目的」については、本市の他の条例の構成に合わせる形で文章を追加したほか、一部表現を整理しました。</p> | <p>1 目的</p> <p>地域共生の福祉のまちづくりの推進に関し基本理念を定め、市民、関係団体、事業者の役割、市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、福祉的な支援又は配慮が必要な市民並びにそうでない市民が、経済活動、市民活動、趣味の活動などの様々な活動を通じて世代や分野を超えてつながることで、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を享受できる社会の実現に寄与することを目的とします。</p> |
| | <p>「2 定義」については、本市の他の条例の構成に合わせて新たに追加しました。</p> <p>(1) 誰もが適切な福祉的な支援等を受けることで、社会の担い手として活躍することができる地域共生社会の実現を目指すまちづくりの考え方について定義しました。</p> <p>(2) 構成案では「3 福祉のまちづくりにおける支援対象者」としていた内容を、一部修正の上で、定義に移動しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“刑事施設”を“矯正施設”に変更しました(矯正施設の方が意味する範囲が広い) ・“LGBT”を“性的マイノリティ(LGBT)”に修正しました(市の他の文書等における表現にそろえました) ・日常生活を送る上で何らかの支援又は配慮を必要とする全ての市民”を追加しました。 <p>(3) 本条例の目的を達成するために、一般的には障がい者に対して用いられる“合理的配慮”の対象者を(2)の“福祉的な支援が必要な市民”全体に範囲を広げて定義しました。</p> <p>(4)～(7)については、本条例において役割を担う各主体について定義しました。</p> | <p>2 定義</p> <p>(1) 地域共生の福祉のまちづくり</p> <p>福祉的な支援や配慮における「受ける側」、「支える側」に分かれるのではなく、必要に応じて適切な福祉的な支援又は配慮を受けながら、誰もが自らの力で社会経済活動や市民活動に参画し、社会の担い手として地域をともに創り、支えるとともに、生きがいを持って生活できる社会を目指すことをいう。</p> <p>(2) 福祉的な支援が必要な市民</p> <p>高齢者、若年性認知症患者、難病等の難治性の疾病者、子ども及び子育て世帯、障がい者、生活困窮者、虐待及びDV被害者、性的マイノリティ(LGBT)・外国人・矯正施設の出所者等であることにより社会参画に支障がある者、社会的少数者、社会的孤立者、その他日常生活を送る上で何らかの支援又は配慮を必要とする全ての市民をいう。</p> <p>(3) 合理的配慮</p> <p>福祉的な支援が必要な市民が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。</p> <p>(4) 市民</p> <p>市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(5) 関係機関</p> <p>福祉的な支援又は配慮の実施及び推進に関わりのある公的機関をいう。</p> <p>(6) 関係団体</p> <p>市内で社会福祉を目的とした事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(7) 事業者</p> <p>市内で事業を営む個人又は法人その他の団体(関係団体を除く。)をいう。</p> |
| <p>2 福祉のまちづくりが目指す都市像</p> <p>(1) 誰もが個性や多様性が尊重され、快適に暮らせるまち</p> <p>(2) 誰もが社会活動・地域活動等への参画を通じて輝けるまち</p> <p>(3) 誰もが心身の健康保持が図られるまち</p> <p>(4) 地域が抱える課題を地域の支え合いにより解決することができるまち</p> | <p>「3 基本理念」については、構成案では「2 福祉のまちづくりが目指す都市像」としていた内容を「基本理念」に置き換えて、既存資料の「(仮称)福祉のまちづくり条例が目指す社会」で整理した内容を踏まえて、説明文を追加しました。</p> | <p>3 基本理念</p> <p>旭川市が目指す地域共生の福祉のまちづくりの基本理念は次のとおりとする。</p> <p>(1) 誰もが個性や多様性が尊重され、快適に暮らせるまちづくり</p> <p>福祉的な支援が必要な市民が、個性や多様性を認められ、個々の状況に合った適切な支援と合理的配慮を受けることで、福祉的な支援が必要な市民も、そうでない市民も、それぞれが望む形で快適に暮らせる社会を目指します。</p> <p>(2) 誰もが経済活動・市民活動・趣味の活動等への参画を通じて輝けるまちづくり</p> <p>福祉的な支援が必要な市民も、そうでない市民も、社会の中で就労や消費などの経済活動、地域活動やボランティア活動等の市民活動、文化芸術活動やスポーツ活動等の趣味の活動などの様々な活動を通じて、活躍の機会を得ることができる社会を目指します。</p> <p>(3) 誰もが心身の健康保持を図れるまちづくり</p> <p>福祉的な支援が必要な市民も、そうでない市民も、個々の状況に合った健康増進及び予防を含めた福祉のサービスを享受し、健康保持に努めることができる社会を目指します。</p> <p>(4) 地域が抱える課題を地域の支え合いにより解決できるまちづくり</p> <p>住民相互の支え合い機能を強化し、地域で活動する関係団体及び事業者が、単独で又は他の関係団体及び事業者との連携により、市及び関係機関との役割分担のもと、福祉的な支援が必要な市民が抱える課題を地域が主体となって解決できる社会を目指します。</p> |
| <p>3 福祉のまちづくりにおける支援対象者</p> <p>高齢者、若年性認知症患者、難病等の難治性の疾病者、子ども及び子育て世帯、障がい者、生活困窮者、虐待及びDV被害者、LGBT・外国人・刑事施設の出所者等であることにより社会参画に支障がある者、社会的少数者、社会的孤立者、</p> | <p>※構成案では「3 福祉のまちづくりにおける支援対象者」としていた内容を、一部修正の上で、「2 定義(2)」に移動しました。</p> | |

| (仮称) 福祉のまちづくり条例 構成案 | 骨子(案)作成の考え方 | (仮称) 福祉のまちづくり条例骨子(案) |
|---|---|---|
| | <p>「4 各担い手の役割」については、条例の基本理念にのっとり、地域共生の福祉のまちづくりを推進するために必要な各担い手の役割について新たに定義しました。</p> <p>(1) 市民の役割</p> | <p>4 各担い手の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>市民は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生の福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。</p> <p>ア 市民は、市、関係機関及び関係団体が推進する地域共生の福祉のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</p> <p>イ 市民は、自分自身及び家族の心身の健康の保持に努めるものとします。</p> <p>ウ 市民は、自らの心身の健康状況等に応じ、経済活動、地域活動、趣味の活動等の自らのできうる活動に参画し、地域社会の活性化と地域福祉の推進に努めるものとします。</p> <p>エ 市民は、福祉的な支援が必要な市民に対し、自らができうる支援又は配慮を行うよう努めるものとします。</p> |
| | <p>(2) 関係団体の役割</p> | <p>(2) 関係団体の役割</p> <p>関係団体は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生の福祉のまちづくりの推進に主体的に取り組むとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。</p> <p>ア 関係団体は、相互に連携を図りながら、関係機関と情報共有し、福祉的な支援が必要な市民が、自らが望む経済活動、市民活動、趣味の活動等に参画できるようになることを目指し、支援又は配慮を行うよう努めるものとします。</p> <p>イ 関係団体は、自団体の活動を通じて、福祉的な支援が必要な市民を発見した場合は、関係機関に情報提供するよう努めるものとします。</p> <p>ウ 関係団体は、自団体の活動に参画する市民の心身の健康保持と生きがいに努めるものとします。</p> |
| | <p>(3) 事業者の役割</p> | <p>(3) 事業者の役割</p> <p>事業者は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生の福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、次に定める役割を果たすよう努めるものとします。</p> <p>ア 事業者は、労働者の個性や多様性を尊重し、心身の健康保持を図るための職場環境づくりに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者は、福祉的な支援が必要な市民の雇用を促進するよう努めるものとします。</p> <p>ウ 事業者は、自らが提供する商品及びサービス又は管理する施設・設備において、福祉的な支援が必要な市民に対し合理的配慮を行うよう努めるものとします。</p> <p>エ 事業者は企業活動を通じて、福祉的な支援が必要な状況にある市民を発見した場合、関係機関に情報提供するよう努めるものとします。</p> |
| <p>4 基本的取組</p> <p>(1) 地域共生社会の理解促進(個性・多様性の尊重、支え合いの周知啓発)</p> <p>(2) 支援対象者に対する社会的バリア、不当な差別的取扱いを取り除く取組</p> <p>(3) 誰もが生きがいを持って人生を謳歌できるような社会づくりの取組</p> <p>(4) 支援対象者に対する包括的支援体制の整備(総合的な相談窓口の設置、対象者の把握、情報発信・提供、社会活動・地域活動への参画支援)</p> <p>(5) 市民の健康増進を促進するための取組(心身の健康保持、介護予防、認知症予防、子どもの健全育成)</p> <p>(6) 誰もが福祉に係わる活動に自ら取り組めるような環境整備の取組</p> <p>(7) 行政、福祉に関する事業者、地域福祉活動を行う団体等が、幅広く協力連携できる仕組みづくりの取組</p> <p>(8) 福祉に関わる事業者及び地域福祉活動を行う団体等の担い手の育成及び確保に関する仕組みづくりの取組</p> | <p>(4) 市の役割については、構成案で「4 基本的取組」としていた内容を盛り込む形で整理しました。</p> | <p>(4) 市の役割</p> <p>市は、この条例に定める基本理念にのっとり、地域共生の福祉のまちづくりに関する理解を広め、誰もが、生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を享受できる環境づくりを推進するため必要な次の施策を講じるものとします。(※3)</p> <p>ア 市は、市民、関係団体、事業者に対し、地域共生の福祉のまちづくりについて理解を深めるための学習機会の提供及び周知啓発のための施策に取り組むものとします。(※1)</p> <p>イ 市は、福祉的な支援が必要な市民に対して合理的配慮を行うとともに、市民、関係団体、事業者等に対し、合理的配慮の提供を定着させるための施策に取り組むものとします。(※2)</p> <p>ウ 市は、市民の個性や多様性を尊重し、福祉的な支援が必要な市民であることを理由とする不当な差別的取扱いを受けることのない環境づくりのための施策に取り組むものとします。(※2)</p> <p>エ 市は、誰もが経済活動、市民活動、趣味の活動など様々な活動を通じて生きがいを持ち、そうした活動を通じて地域社会の活性化と地域福祉の推進に寄与できるようになるための施策に取り組むものとします。(※3)</p> <p>オ 市は、福祉的な支援が必要な市民及びその家族並びに関係団体に対して、必要な情報が行き届くよう情報発信するための施策に取り組むものとします。(※4)</p> <p>カ 市は、福祉的な支援が必要な市民に対する福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりその他の制度の枠を超えた包括的な相談支援体制を整備するための施策に取り組むものとします。(※4)</p> <p>キ 市は、関係機関、関係団体、事業者との協力連携を行うとともに情報共有を図りながら、福祉的な支援が必要な市民を地域の中で把握し、個々の状況に合った支援に結びつけるための施策に取り組むものとします。(※4、7)</p> <p>ク 市は、市民の心身の健康保持を図るため、市民一人一人の状態に合った心身の健康増進、介護予防、認知症予防等の健康な生活を維持するための施策に取り組むものとします。(※5)</p> <p>ケ 市は、福祉的な支援が必要な市民も、そうでない市民も、地域共生の福祉のまちづくりの実現に向けて、自らのできうる活動に参画することを促進するための施策に取り組むものとします。(※6)</p> <p>コ 市は、関係団体及び事業者における福祉的な支援又は配慮に関わる者に対する教育、人材育成、人材確保を促進するための施策に取り組むものとします。(※8)</p> <p>(注)市の役割は「(仮称)福祉のまちづくり条例 構成案」の「4 基本的取組」の内容を踏まえて作成しており、文末の※の数字は、「4 基本的取組」の対応する項目を示しています。</p> |
| <p>その他 条例に基づく新規事業</p> <p>○重層的支援体制整備事業</p> <p>(令和3年4月1日施行の社会福祉法第106条の4に規定)</p> | <p>※条例の目的を達成するための取組は「重層的支援体制整備事業」以外にも様々な取組が想定されることから、骨子(案)には明記しませんでした。</p> | |
| | <p>「5 評価検証」については、本条例に基づく取組が実効性のあるものとなるように、評価検証し、その結果を踏まえた改善につなげるために、新たに項目を追加しました。</p> | <p>5 評価検証</p> <p>市はこの条例を踏まえた地域共生の福祉のまちづくりの推進状況について評価検証し、その結果を公表するものとします。</p> |